

『アカデミー Jr』 規約

第1条 (名称)

本会は M・アカデミーが主管する「アカデミー Jr」と称する。

第2条 (目的)

本会は、小中学生を対象として、陸上競技を通じて健全なる心身造りを目指し、スポーツの基礎となる体力の増強および技術の向上を図ることを目的とする。

第3条 (事務所)

本会の事務所は M・アカデミー内に置く。

第4条 (事業年度)

毎年3月1日より翌年2月末日を事業年度とする。

第5条 (運営)

運営は M・アカデミーが行なう。

第6条 (対象者)

対象者は小学生および中学生を対象とする。

第7条 (活動計画)

活動計画は当面次の通りとする。

但し、天候状況および会場のコンディションなどにより中止する場合がある。

1 陸上教室

- (1) 開催日 毎週土曜日。
- (2) 開催時間 原則として午前9時30分から約2時間。
- (3) 開催場所 大田区区民広場ほか。

2 各種大会、教室などへの参加

第8条 (入会および退会)

第1項 希望者は、申込書により保護者の承認のもとに主管の M・アカデミーに申込手続きをとる。

第2項 退会する場合は M・アカデミーに連絡する。但し、会費などは返還しない。

第9条 (安全対策)

第1項 指導上の事故については、スポーツ安全保険へ加入する。

但し、新規入会・会員継続希望者は予め医師などの健康診断を受け健康状態に異常のない者が望ましい。

第2項 会員以外の保護者なども希望があればアカデミー Jr としてスポーツ安全保険に加入できるものとする。この場合は会費のほかにスポーツ安全保険料を実費徴収する。

第10条 (会費)

一人年間7,000円とする。

第11条 (会計報告)

毎年度終了後2ヶ月以内に報告する。

第12条 (その他)

本規約以外の事が生じた場合は、M・アカデミーの理事会で協議し決定する。

- 付則 第1条 本規約は1997年10月1日から適用する。
- 第2条 2006年4月1日一部改正
- 第3条 2012年3月24日一部改正
- 第4条 2017年3月18日一部改正